特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
39	公営住宅、改良住宅及び特定優良賃貸住宅(特定公共賃貸住宅)関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山口市は、公営住宅、改良住宅及び特定優良賃貸住宅(特定公共賃貸住宅)関係事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講ずることにより、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山口市長

公表日

令和4年2月28日

I 関連情報						
1. 特定個人情報ファイル	取り扱う事務					
①事務の名称	公営住宅、改良住宅及び特定優良賃貸住宅(特定公共賃貸住宅)関係事務					
②事務の概要	【事務の概要】 公営住宅及び改良住宅の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 (1)入居時の入居資格確認(所得要件・在住要件等) (2)入居時の家賃決定・敷金決定 (3)入居後の収入状況報告に対する各種所得情報の照会 (4)収入状況報告された各種所得情報に基づく家賃を毎年度ごとに決定、入居者に通知 (5)収入超過者に対する認定と通知 (6)高額所得者に対する認定と退去請求を通知 (7)その他(住民票住居地と公営住宅住所とのマッチングを行い、公営住宅への不正入居者を検出、出産・死亡等による世帯情報の変更を確認、家賃滞納している世帯の所得情報を正確に把握することで情促や納付相談に活用)。 (8)家賃・敷金等に係る徴収と滞納整理業務特定優良賃貸住宅(特定公共賃貸住宅)の番号法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 (1)入居時の入居資格確認(所得要件・在住要件等) (2)その他(住民票住居地と公営住宅住所とのマッチングを行い、公営住宅への不正入居者を検出、出産・死亡等による世帯情報の変更を確認、家賃滞納している世帯の所得情報を正確に把握することで情促や納付相談に活用)。 (3)家賃・敷金等に係る徴収と滞納整理業務 (4)住宅の明渡しなお、上記の事務に関して、番号法別表第二に基づき、各情報保有機関に中間サーバー及び情報提供ネットワークを介して情報の照会を行う。					
③システムの名称	公営住宅管理システム、統合宛名システム、中間サーバー					
2. 特定個人情報ファイル	L名					
各住宅申請・認定ファイル 各住宅家賃決定ファイル 各住宅家賃等収納管理ファ・ 各住宅家賃等滞納整理ファ・						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一 第19項、第35項及び第61の2項、 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第18条、第26条及び第46条の3					
4. 情報提供ネットワーク	システムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定					
(C) 1	(情報提供) 情報提供なし (情報 2000年) (情報 2000年)					

①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 実施する] 2) 実施しない 3) 未定				
②法令上の根拠	(情報提供) 情報提供なし (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号及び別表二 第31項、第54項及び第85の2項、 番号法別表二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第22条、第28条及び第43条の4				

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	山口市都市整備部建築課
②所属長の役職名	建築課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

山口市総合政策部広報広聴課市民相談室 〒753-8650 山口県山口市亀山町2番1号 電話 083-934-2886 請求先

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

山口市都市整備部建築課 〒753-8650 山口県山口市亀山町2番1号 電話 083-934-2843

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人未満(任意実施) 3) 1万人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和4年2月1日 時点					
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か		令和4年2月1日 時点				
3. 重大事	故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類	Į.							
[基礎	項目評価書]		価書 価書及び重点項目評価書 価書及び全項目評価書					
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関については、そ	れぞれ重点項目	評価書又は全項目評価書におい	て、リスク対策の詳細が記載					
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)									
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分で	ある]	<選択肢> 1)特に力を入 2)十分である 3)課題が残さ						
3. 特定個人情報の使用									
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[+分で	ある]	<選択肢> 1)特に力を入 2)十分である 3)課題が残さ	-					
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[+分で	ある]	<選択肢> 1) 特に力を入 2) 十分である 3) 課題が残さ						
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託			[]委託しない					
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分で	ある]	<選択肢> 1)特に力を入: 2)十分である 3)課題が残さ						
5. 特定個人情報の提供・移転	。 (委託や情報提供ネ	ベットワークシステ		[〇]提供・移転しない					
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入 2)十分である 3)課題が残さ						
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手)	[O]接続しない(提供)					
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分で	ある]	<選択肢> 1)特に力を入 2)十分である 3)課題が残さ						
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入 2)十分である 3)課題が残さ						
7. 特定個人情報の保管・2	消去								
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分で	ある]	<選択肢> 1)特に力を入 2)十分である 3)課題が残さ						
8. 監査									
実施の有無	[〇] 自己点検	[] 内部監査 [外部監査					
9. 従業者に対する教育・日	各								
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っ	っている]	<選択肢> 1) 特に力を入: 2) 十分に行っ ⁻ 3) 十分に行っ ⁻	ている					

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明